

1. 議論の出発点の確認

論点として、1) 「偏在性」の観点から地方消費税あるいは法人事業税を問題とする議論、2) 「地方自治」の観点から地方税の国税化を批判する議論、3) 地方税体系の「一般論」として、偏在性の大きい税目は国税と税源交換すべきではないかと言う議論、以上の三つがある。各団体は税収確保の最大化を想定するため、それぞれの立場で、それぞれの論点がつなぎ合わされているという印象。

以上は政治的にはやむを得ない。だが、本研究会の設置目的に立ち返れば、「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずる」こと、「地方税制における税源偏在の是正方策について幅広く検討する」ことが基本的課題とされている。したがって、あくまでも本研究会では、税収の偏在性は是正を最重要課題として位置づけながら、論理整合的な提案を行うことが肝要である。

2. 交付税との関係

個人的には、第一回研究会でも発言したように、交付税を通じて人口一人当たり一般財源での調整が進んでいる点は看過すべきではない。しかし、その調整された（と考えられている）状態が、地方消費税の増収、地方法人特別税の復元によって、大きく変化するということが今回の議論の前提であり、本研究会設置の目的であると考え。とりわけ、地方法人特別税によって、交付税の果たすべき役割を、臨時的かつ反分権的なかたちで、代替したという経緯がある。したがって「復元」「地方消費税増税」を前提に、交付税も含めた税財政制度改革をつうじて、どのように偏在性を是正するかを考えるべきである。

（なお、「抜本的な改革」がなされたか、否かという問いはあまり重要ではないと考える。もし、なされていないというのであれば、この研究会の意義が問われるし、政治的コンテキストとは無関係に議論しようというのであれば、「抜本的改革」の実現/未実現とは無関係に議論すればよいからである。）

交付税の純増については、心情的には賛成するが、論理的にはいくつかの本質的な論点と触れる問題だと考える。1) 交付税は、補正による調整も含め、財源保障が結果的に財政調整を実現するという制度設計である。交付税純増は、交付税が財源保障を充足できていないことを客観的に証明する必要がある。その準備の有無は如何。2) これと関連して、

平衡交付金から交付税への制度改正の意味をどう考えるか。法定率の引き上げを認めつつも、地方の財政需要の積み上げではなく、少なくとも国税の一定割合という「範囲内」で財政運営を行う枠組みへと変化した。3) 昭和 50 年代から連綿と続く、「附則第 3 条」によって認められた「特例措置」、「折半ルール」、そして近年の「臨時的措置の常態化」をどう考えるか。交付税の純増はこの問題を避けて通ることはできない。

以上のように、交付税の純増は追求すべき課題であるが、より抜本的な改革が必要だと思われる。ゆえに、当面は、法人住民税法人税割の一部国税化が偏在是正対策としては妥当な選択ではないか。

一部国税化の最大の障害は地方自治との関連である。だが、地方交付税とは、理念的に言えば、「本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば『国が地方に代わって徴収する地方税』である」（総務省『地方交付税制度の概要』）。この定義が意味することは、国税の一定割合ではありながらも、交付「税」とは「地方税」をつうじて、国が責任を持って財政調整・財源保障を行っているということである。

むしろ問題はその地方税を国が（実態的には）裁量的に増減できるということであろう。交付税特会への直入、3-5 年おきの法定率の見直しという「地方共有税」の構想をセットで打ち出しつつ、中期的には「特例措置」からの脱却を可能とする枠組みが展望されるべきではないか。交付税はあくまでも税収の自然増が想定される状況での枠組みであった。前提が変わったことをふまえた、新しい財政調整のあり方を検討すべきである。

3. 地方共同税について

財源保障、財政調整の責任が国にあるという前提から出発する以上、法人事業税であれ、地方消費税であれ、自治体が共同税を通じて主体的に財政調整を行うことが望ましいとは私は考えない。交付税抑制の圧力が強まるなかで、財政調整の責務を地方が引き取るというのは、極めて大きな決断だということを強調しておきたい。

一方、地方共同税とは財政調整の仕組みとしてではなく、地方が主体的に増税を行う足がかりとして位置づけるべきではないか。地方に共通するニーズに対して、地方が共通して増税を行う、そのための足がかりとして、ニーズの議論と税率の議論をセットで行う仕組みづくりを考えることはできないか。応益性、負担分任性、税源の安定性、偏在性の低さ、様々な観点から見て、その有力な候補は地方消費税であろう。

今後の議論の進め方、その他

- 1) 実施すべき改革に優先順位をつけるのはひとつの考え方である。ただし、学者の立場からすると、課題の緊要性の判断は政治決定に属するものでもある。短期、中期、長期的な視点で改革の方向性、すなわち実現可能性に即した整理というのも一案かも知れない。
- 2) (第二次勧告で修正を受けるが) シャウプ勧告で住民税の法人課税が不要であるとされた背景には、株主への課税が十全であるという前提があった。法人税割を国税化するとき、地方における資本所得課税との関係をどう考えるか。
- 3) 地方共同税の広域化についてはまだ中身が判然としないが、それが水平調整を念頭に置いているとして、1) 地方が財政調整を引き取ることの合理的根拠は何か、2) 県域内、広域内で調整の責任主体を定めることなく実現可能か、3) なぜ国以外の行政単位が財政力の弱い他の行政単位の支援を行わなければならないのか、といった疑問がある。